令和４年１月

【「契約」って何ですか？】

【相　談】

今年４月から、私たち高校生は１８歳で成人になり、契約が自由に行えると聞きました。「契約」って何ですか。トラブルを避けるにはどうしたらよいでしょうか。

【アドバイス】

「契約」とは、一言でいうと「法的な拘束力を持つ約束」です。例えば、コンビニであなたが「これください」と商品購入を申込み、店員が「はい、ありがとうございます。○○円です。」と承諾します。この当事者間の合意により、口頭のやりとりでも「契約」は成立します。

実は、未成年者であっても、既に日常で様々な契約を経験しています。電車やバスの利用や、音楽や映像配信サービスの利用も契約です。

契約成立後は、原則として一方の都合で止めることはできません。まずは、申込み前に、本当にそれが必要かよく考え内容や条件を検討しましょう。

ネット通販などでは、スマートフォンやパソコンの画面上で契約が完結します。特に、注文確定前の画面をよく確認して「確定」ボタンを押しましょう。

トラブルに備え、契約成立後に届く承諾メールを保管することも大切です。スマートフォンでは、スクリーンショット機能等を利用して注文画面を保存しましょう。

「成年」になると、生命保険や投資に関する契約もできますが、自分に最適な商品を学び選択することが大切です。様々な契約の際に、必要な条件などを記載した契約書等の書面が交付される機会も増えます。

消費者トラブルを未然に防ぐには、書面の記載内容や口頭説明をよく確認し、理解した上で契約を行う必要があります。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**